

盛土規制法に関する取り組みについて

1. 盛土規制法の概要

- ・令和3年7月に静岡県熱海市で、盛土が崩落し土石流による甚大な被害が発生。
- ・危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正。
⇒国交省・農水省の共管法「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」となる。
【公布：令和4年5月27日、施行：令和5年5月26日】
- ・本市としても、盛土等による災害から市民の生命や財産を守るため、「盛土規制法」の対象となる区域を指定し、安全基準に適合した造成を許可する等の対応を行うもの。

2. 盛土規制法の運用

①対象区域と対象行為（現行の宅地造成等規制法との違い）

現行法（宅地造成等規制法）の運用

【対象区域】

主に、丘陵地にある市街地
(又は今後市街地になりうる土地)
の区域を指定

【対象行為】

- 宅地を造成するための盛土・切土

新法（盛土規制法）の運用

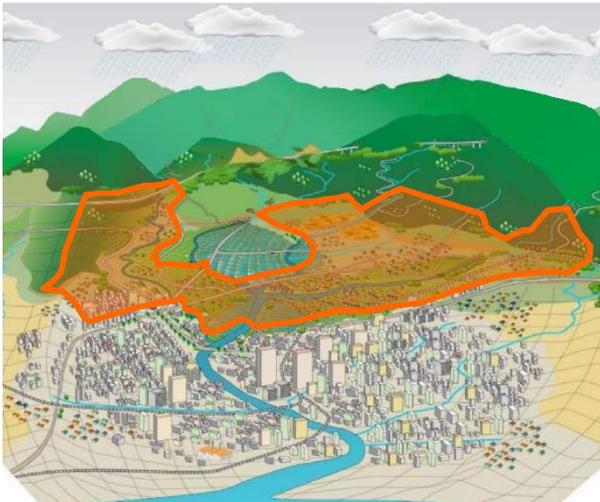
【対象区域】

現行の宅地造成工事規制区域に加え、
土砂流出等で人家等に被害を及ぼしうる、
森林、農地、平地部の土地を広く指定

【対象行為】

- 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 土捨て行為や一時的な堆積

<宅地造成工事規制区域（現行）のイメージ>



<新法による対象区域のイメージ>



- ・盛土規制法の対象区域は都道府県または政令市等が、基礎調査を実施し、結果を踏まえて指定。
- ・区域の指定や基礎調査は、国の定める基本方針や実施要領に基づき行い、災害リスクの存在しない箇所以外は全て対象区域となる。
- ・この結果、本市の多くが対象区域となり、現在の宅地造成工事規制区域から大幅拡大。
(現在の宅地造成工事規制区域は5, 166haで市域の約1割)

②内容

- ・一定規模以上の造成は市の許可が必要となり、安全基準への適合について審査・検査を受ける。

＜対象となる造成の例＞

- 高さが1mを超える崖（擁壁等）を生ずる盛土。
- 高さが2mを超える崖（擁壁等）を生ずる切土。
- 500㎡を超える盛土や切土、土砂の仮置き。
 - ・・・等の行為のうちいずれかに該当するものについては許可が必要。

※対象や安全基準の一部は現行の宅地造成規制法より強化。

- ・造成された土地の所有者等が、盛土や擁壁等の維持管理義務を有する。

3. 盛土規制法に関する今後の予定

①運用開始に向けた取り組み

- ・市内全域を対象に地形、地質や土地の利用状況等の基礎調査（委託業務）を実施し、結果を踏まえ盛土規制法の対象となる区域を指定。
- ・区域、対象の大幅な拡大に伴う、許可やパトロール等を行う組織体制について関係部署で検討。
- ・許可や各種手続きに関する規則や基準等の整備。

②運用開始の時期

- ・新法（盛土規制法）の運用は新たな対象区域を指定することで発生。
- ・現在（宅地造成等規制法）の運用は、経過措置期間として新制度の施行から2年間有効。
⇒新たな区域を、令和7年5月までに指定し、運用を開始。

＜スケジュール＞

	R 4	R 5	R 6	R 7
法律	公布 ● R4. 5/27	施行 ● R5. 5/26		
経過措置期間		● R5. 5/26	経過措置期間	● R7. 5/25 期間終了
市の作業 (区域指定等)	準備作業	基礎調査の実施	区域の指定作業	● 区域指定
		基準、運用体制の整備		

